

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険の資格管理及び給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ニセコ町は、国民健康保険の資格管理及び給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

ニセコ町長

公表日

令和6年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格管理及び給付に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う。</p> <p>ニセコ町は、国民健康保険の適正かつ効率的な運営のため、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①被保険者資格の取得・異動等に関する事務 ②医療保険の給付に関する事務 ③保険料の賦課・徴収に関する事務</p> <p>中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	①市町村事務処理標準システム(北海道クラウド) ②国民健康保険資格管理システム ③国民健康保険税システム ④連携国保標準システム ⑤特別徴収システム ⑥宛名管理システム ⑦団体内統合宛名管理システム ⑧収納管理システム ⑨中間サーバー、⑩情報提供ネットワークシステム(口座登録・連携ファイル関係情報を取得)
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税情報ファイル、国民健康保険資格情報ファイル、特別徴収情報ファイル、収納情報ファイル、宛名情報ファイル、口座登録・連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と表記)第9条第1項及び別表第一の30の項、101の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条、第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、95、97、106、109、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号及び別表第二 42、43、44、45、121の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条、第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 0136-44-2121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 0136-44-2121

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①国民健康保険システム ②国民健康保険(資格・給付)システム ③収納・滞納管理システム ④宛名管理システム ⑤団体内統合宛名管理システム ⑥中間サーバー	①市町村事務処理標準システム(北海道クラウド) ②国民健康保険資格管理システム ③国民健康保険システム ④連携国保標準システム ⑤特別徴収システム ⑥宛名管理システム ⑦団体内統合宛名管理システム ⑧収納管理システム ⑨中間サーバー	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険税情報ファイル、国民健康保険資格情報ファイル、国保負担区分情報ファイル、宛名情報ファイル	国民健康保険税情報ファイル、国民健康保険資格情報ファイル、特別徴収情報ファイル、収納情報ファイル、宛名情報ファイル	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の30の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と表記)第9条第1項及び別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号(情報提供) ・1、2、3、4、5、12、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 (情報照会) ・27、42、43、44、45の項 ②平成26年内閣府・総務省令第7号(情報提供) ・1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条 (情報照会) ・20、25、26条	<情報提供> ・番号法第19条第7項及び別表第二 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、81、87、88、93、95、97、106、109の項 <情報照会> ・番号法第19条第7項及び別表第二 42、43、44、45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	総務課 北海道虻田郡二セコ町字富士見47番地 0136-44-2121	保健福祉課 北海道虻田郡二セコ町字富士見47番地 0136-44-2121	事後	
令和1年6月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供> ・番号法第19条第7項及び別表第二 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、81、87、88、93、95、97、106、109の項 <情報照会> ・番号法第19条第7項及び別表第二 42、43、44、45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条	<情報提供> ・番号法第19条第7項及び別表第二 1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、95、97、106、109、119の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <情報照会> ・番号法第19条第7項及び別表第二 42、43、44、45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条	事後	
令和4年3月8日	評価書名	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書	国民健康保険の資格管理及び給付に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	国民健康保険に関する事務	国民健康保険の資格管理及び給付に関する事務	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供> ・番号法第19条第7項及び別表第二 1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、95、97、106、109、119の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <情報照会> ・番号法第19条第7項及び別表第二 42、43、44、45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条	(情報提供) ・番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、95、97、106、109、120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会) ・番号法第19条第8号及び別表第二 42、43、44、45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務課 北海道虻田郡二セコ町字富士見47番地 0136-44-2121	総務課 北海道虻田郡二セコ町字富士見55番地 0136-44-2121	事後	令和3年5月1日 庁舎移転
令和4年3月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉課 北海道虻田郡二セコ町字富士見47番地 0136-44-2121	保健福祉課 北海道虻田郡二セコ町字富士見55番地 0136-44-2121	事後	令和3年5月1日 庁舎移転
令和4年3月8日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①市町村事務処理標準システム(北海道クラウド) ②国民健康保険資格管理システム ③国民健康保険税システム ④連携国保標準システム ⑤特別徴収システム ⑥宛名管理システム ⑦団体内統合宛名管理システム ⑧収納管理システム ⑨中間サーバー	①市町村事務処理標準システム(北海道クラウド) ②国民健康保険資格管理システム ③国民健康保険税システム ④連携国保標準システム ⑤特別徴収システム ⑥宛名管理システム ⑦団体内統合宛名管理システム ⑧収納管理システム ⑨中間サーバー、⑩情報提供ネットワークシステム(口座登録・連携ファイル関係情報を取得)	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険税情報ファイル、国民健康保険資格情報ファイル、特別徴収情報ファイル、収納情報ファイル、宛名情報ファイル	国民健康保険税情報ファイル、国民健康保険資格情報ファイル、特別徴収情報ファイル、収納情報ファイル、宛名情報ファイル、口座登録・連携ファイル	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と表記)第9条第1項及び別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と表記)第9条第1項及び別表第一の30の項、101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条、第74条	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、95、97、106、109、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会) ・番号法第19条第8号及び別表第二 42、43、44、45の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条	(情報提供) ・番号法第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、95、97、106、109、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会) ・番号法第19条第8号及び別表第二 42、43、44、45、121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条、第59条の4	事後	